

令和3年度

県農林水産部と南部市町村との行政懇談会

要望事項に対する措置方針

令和3年7月30日(金)
沖縄県農林水産部

目 次

No	要望事項	【回答課】	頁
1	泊漁港の整備について【新規】(那覇市)-----	【漁港漁場課】-----	1
2	地産地消の推進について【新規】(豊見城市)-----	【流通・加工推進課】-----	2
3	糸満漁港の整備について【新規】(糸満市)-----	【漁港漁場課課】-----	3
4	沖縄県農林水産物流通条件不利性解消事業について【新規】(糸満市)-----	【流通・加工推進課】-----	4
5	海岸保全施設整備事業(真栄里地区)の早期整備要望について【継続】(糸満市)-----	【村づくり計画課】-----	5
6	畜産排水処理施設の建設について【継続】(南城市)-----	【畜産課】-----	6
7	県営かんがい排水事業の早期供用開始について【継続】(南城市)-----	【農地農村整備課】-----	7
8	県営海岸保全施設整備事業の早期事業化について【継続】(南城市)-----	【村づくり計画課】-----	8
9	ピーマン選果場の増強について【新規】(八重瀬町)-----	【園芸振興課】-----	9
10	農業用水の確保について【継続】(八重瀬町)-----	【村づくり計画課】-----	10
11	猪の掘り起こしによる被害調査及び対策について【新規】(渡嘉敷村)-----	【営農支援課】-----	11
12	栗国村東海岸線の護岸改修について【新規】(栗国村)-----	【村づくり計画課】-----	12
13	渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用の補助について【継続】(渡名喜村)-----	【漁港漁場課】-----	13
14	海洋深層水大規模取水施設の整備及び沖縄県海洋深層水研究所の研究体制の強化について海洋深層水取水設備の増強ならびに研究体制の強化について【継続】(久米島町)-----	【農林水産総務課】-----	14

15	漁港（儀間、鳥島）における就労環境改善のための施設整備の支援について【継続】（久米島町）	【漁港漁場課】	-----15
16	久米島町管理漁港内（フィッシャリーナ含む）にある廃船等の撤去処理に係る費用の支援について【新規】（久米島町）	【漁港漁場課】	-----16
17	畑地かんがい施設の再整備について【新規】（久米島町）	【村づくり計画課】	-----17
18	水源地（池）の保全について【継続】（南大東村）	【村づくり計画課】	-----18
19	害虫防除について【継続】（南大東村）	【営農支援課】	-----19
20	病虫害防除について【継続】（南大東村）	【営農支援課、糖業農産課】	-----20
21	病虫害防除について【継続】（南大東村）	【営農支援課、糖業農産課】	-----21
22	貯水池間のパイプライン整備について【新規】（北大東村）	【村づくり計画課】	-----22

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 1</p> <p>泊漁港の整備について (那覇市)</p>	<p>泊漁港の耐震化工事の推進及び放置艇の撤去等漁港機能を整備していただきたい。</p>	<p>泊漁港については、那覇地区漁業協同組合をはじめとする水産関係団体が、引き続き生産拠点及び流通拠点としての活用を望んでいる。那覇市としても、市の水産業の拠点である県管理の泊漁港について、機能の充実を図る必要があるものと考えている。</p> <p>そのため、喫緊の課題の一つである、漁港の耐震化工事について、那覇市との協議を行いつつ、年次的な整備を要望する。</p> <p>また、漁港機能の充実のためには、敷地の有効活用が必要であり、放置艇についても処分計画に基づく年次的な対応を要望する。</p>	<p>泊漁港の岸壁の耐震化工事については、漁業活動への影響を最小限に抑えるために県漁連の市場機能移転に伴い、一定数の漁船移動により狭隘性が解消され、那覇市が中心となって定める泊漁港再開発構想により、施設配置等が確定し後、事業化に向けた検討を進めていきます。</p> <p>泊漁港の放置艇対策については、「泊漁港放置艇5ヶ年計画(H29～H33)」を策定し、漁業協同組合等と連携し、対策を進めているところです。</p> <p>同計画が本年度で終了することから、次年度以降については、新たに計画を策定し、計画的に取り組んでまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：流通・加工推進課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No 2</p> <p>地産地消の推進について (豊見城市)</p>	<p>学校給食で使用する地場農産物利用促進に対する課題解決に向けた取り組みについて検討していただきたい。</p>	<p>学校給食用食材に地場農産物を使用することにより、学校給食における地産地消の推進は、子供達に生産者の苦労や、食べ物のありがたさ等を伝える食育の推進にも寄与し、生産農家においては、自らが生産した野菜等が地域の子供たちが食べる学校給食で消費されることによる生産意欲の向上が期待されることから、地域で生産された農林水産物を地域で消費する「地産地消」の推進に取り組んでいる。</p> <p>しかし、大規模な農地で栽培された外国産や本土産の農作物と小規模な農地で栽培する地元産では価格面や安定供給面で不利に働いており、推進する上で、これまでの大きな課題となっている。</p> <p>解決策として、農産物の加工や冷凍保存のできる施設整備・運営形態の確立が必要であるが、単独市町村のみでの対応は非常に厳しい状況である。</p> <p>このような状況から、現在、沖縄県が進めている「学校給食等における県産食材利用促進モデル事業」において、広域的な規模の農作物の加工や冷凍保存のできる施設整備・運営等の検討を行い、安定供給や価格差、出荷制限による食品ロス、地元農家の安定収入確保等の対策につながる計画の策定と早期実現に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>学校給食における地場農産物利用促進につきましては、「第4次沖縄県地産地消推進計画」に沿って関係機関等と連携しながら各種施策を展開しております。</p> <p>地産地消と食育を目的とした「学校給食等における県産食材利用促進モデル事業」では、給食センター等と地域農産物の供給条件等を調整し、一次加工業者等も連携させた食材提供モデルの構築を行っており、事業後の自立化を目指しております。</p> <p>県としましては、この取組を通じて連携する民間団体等において広域的な取組の可能性も検討する機会にするとともに、施設整備の際には既存の補助事業等の活用支援をしていきたいと考えております。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 3</p> <p>糸満漁港の整備について (糸満市)</p>	<p>糸満漁港北地区の輸送道路の早期整備、漁港内(中地区・南地区含)にある放置船や廃船の対処及び船揚げ場周辺の浚渫「フィッシャリーナ」防波堤の延長整備に取り組んでいただきたい。</p>	<p>糸満漁港北地区の新市場令和4年10月に開場されると、県内外から、多くの大型漁船が訪れる漁港となること、見込まれる。</p> <p>現在、糸満漁港北地区の休憩岸壁へのアクセスは道路が未舗装のため、走行性が悪い状況にあり、車輛の増加による安全性の確保が課題となっており、輸送道路の整備による休憩岸壁へのアクセス性の向上により、漁業活動の効率化が図れる。</p> <p>また、糸満漁港にある放置船や廃船に対し適切な処理等について早急な対処と、西崎ドック場の船上げ場は、干潮時になると浅瀬になるため入港時の擦過等により船舶整備に支障が出るため当該箇所の浚渫工事とフィッシャリーナ港内においては静穏度が低く台風時には、利用船舶が北地区へ避難しなければならない状況であるため、防波堤の延長整備が必要である。</p>	<p>糸満漁港北地区の輸送道路の早期整備について、県では、現在実施中の水産流通基盤整備事業(糸満地区)において令和5年度に整備を予定しております。</p> <p>放置艇の処理は所有者等による自主撤去が原則であることから、県としては、所有者等を探索し、特定した上で、早期の移動、撤去等を指導していきます。</p> <p>具体的な処理の進め方については、糸満漁業協同組合、糸満市等関係機関で構成する放置艇等処理方針協議会で協議し、最優先で取り組むこととした放置艇から重点的に処理していくことで、放置艇処理の促進につなげていきたいと考えています。</p> <p>船揚げ場周辺の浚渫工事を実施するには、当該水域が漁港施設として必要な水域施設に位置づける必要があります。</p> <p>今後、水域施設として位置づけることが可能か検討していきます。</p> <p>糸満漁港のフィッシャリーナは平成7年から平成17年までに漁港利用調整事業において整備されたものです。</p> <p>現在同事業は廃止されているため、防波堤延長の整備については、今後事業実施の可能性について国と調整を行ってまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：流通・加工推進課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 4</p> <p>沖縄県農林水産物 流通条件不利性解消 事業について (糸満市)</p>	<p>沖縄県農林水産物 流通条件不利性解消 事業の継続及び品目 を拡大していただき たい。</p>	<p>沖縄県から県外へ農 林水産物を輸送する 場合、遠隔地(離島) であることにより輸 送費の負担が大き ことから、流通に係 る不利性を解消す るために令和4年度 以降も事業を継続 していただきたい。 また、モロヘイヤ を品目に追加し、 幅広い支援を いただきたい。</p>	<p>現行事業にある県 外出荷にかかる輸 送費支援については 、令和4年度以降の 「新たな沖縄振興 のための制度提言」 の中で農林水産物 条件不利性解消制 度として、国に提 言しております。</p> <p>また、市町村が 定める地域特産物 (農林水産物及び 加工品)にかかる 域外出荷に伴う輸 送費支援について 、農山漁村地域振 興制度として国に 提言しており、制 度実現に向けて 取り組んでまいり ます。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 5</p> <p>海岸保全施設整備事業（真栄里地区）の早期整備要望について（糸満市）</p>	<p>当該事業は令和3年度に新規採択の予定であったが、海岸法に基づく海岸保全基本方針の変更で保留となった為、令和4年度には採択していただきたい。</p>	<p>当護岸は、整備後40年以上経過し、老朽化による機能低下が顕著である。</p> <p>当該海岸の整備については、動植物の生態系を考慮した護岸整備がしめされて以来、国の方針や設計指針の見直しにより事業実施が見送られている状況である。</p> <p>また、当海岸は、県内でも自然ビーチとして有名な北名城ビーチ位置し、且つ隣接の南側一帯では、令和4年開業予定を目指し、現在大型リゾートホテルが建設中であるため将来地元住民は基より、観光客など海岸利用者が増え、辺りへの混雑化が予想され、当海岸の整備にあたっては、隣接する北名城土地改良地区の湛水解消を意図した末端排水の整備と併せ、近隣で実施中の県道「平和の道線」整備による事業効果は、本市の農産業及び観光産業の振興へ大きく寄与するものと期待されているため、早期に整備をする必要がある。</p>	<p>糸満市真栄里海岸については、国において海岸の高潮高さの基準改定が計画されていることから、その改訂時期を踏まえた着手時期を検討しているところであります。</p> <p>老朽化対策にあたっては、自然環境や地域住民の海浜利用に配慮した沖縄らしい海岸整備を予定しており、また海岸保全区域における末端排水についても併せて改修することとしてております。</p> <p>県としましては、海岸保全施設の老朽化対策および北名城地域の湛水解消のため、糸満市と連携して取り組んでまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：畜産課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 6</p> <p>畜産排水処理施設の建設について (南城市)</p>	<p>広域での畜産排水処理施設を建設していただきたい。</p>	<p>沖縄県では、令和元年11月に「沖縄県SDGs推進方針」を策定し様々なステークホルダーとのパートナーシップのもと、普及啓発及び市町村との連携推進、「21世紀ビジョン」の将来像で「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を掲げ（自然環境と再生）の取組は、畜産業の糞尿処理の後押しにも繋がると理解している。</p> <p>南城市では、畜産業の排水基準をクリアし地域の生活環境を維持するため日夜、共存共栄の道を模索している。特に、乳用牛では本島南部地区全体で、2,969の頭数を誇り、県全体の69.8%を占め、そのうち本市は1,589の頭数にて37.3%のシェアで一番の頭数である。</p> <p>糞尿処理の改善は畜産農家の事業継続、かつ、県全体の牛乳供給に直結している理由から、単体処理施設（曝気処理）及び集約処理施設について、一市町村だけではなく沖縄県の課題として広域の範囲及び県全体の課題として人的、財政的な支援の検討も含め、抜本的な取組を図る必要がある。</p>	<p>畜産排水処理施設の整備について、県ではこれまで平成11年の家畜排せつ物法の施行に伴い、「畜産環境総合整備事業」や「1/2補助付きリース事業」等を活用し、家畜排せつ物処理施設の整備を推進してきたところであります。</p> <p>家畜排せつ物の処理については、これまでの取り組みから、地域の耕種農家との連携による畑地還元が最も適正であると考えております。</p> <p>広域的な畜産排水処理施設については、整備のための経費負担や整備後の管理運営等について、解決すべき課題があると考えております。</p> <p>なお乳用牛の排水については、今年度実施する「沖縄型畜産排水対策課題解決モデル事業」により、酪農家の実態調査を行い対策方針を検討することとしております。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農地農村整備課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 7</p> <p>県営かんがい排水事業の早期供用開始について (南城市)</p>	<p>雄樋川地区及び南城市吉富地区、中山・志堅原地区の整備事業を早急に完成していただきたい。</p>	<p>雄樋川地区（1・2期地区併せ予定事業工期平成17年度から令和6年度：事業期間20年）吉富地区（予定事業工期平成20年度から令和4年度：事業期間15年）中山・志堅原地区（予定事業工期平成26年度から令和5年度：事業期間10年）について、事業着手から完了予定まで10年以上要し、当該地区からは早期供用開始が熱望されており、施設の早期完成が必要である。</p>	<p>令和3年度の農業農村整備事業に係る沖縄振興公共投資交付金については、対前年度比 96.0%と減少傾向が続いております。</p> <p>そのような中、雄樋川地区については、雄樋川1期地区において平成30年度までに貯水池13基、簡易給水所4基の全ての水源整備が完成しました。引き続き雄樋川2期地区において末端整備をすすめて参ります。</p> <p>さらに、事業が長期化している南城市関連事業（雄樋川2期地区、中山・志堅原地区、吉富地区）については、畑地かんがい施設の早期供用開始の観点から、約7億7千万円を措置しました。</p> <p>県としましては、今後とも所要額の確保を図るとともに、南城市と連携して地元の合意形成に取り組むなど、事業効果の早期発現に努めてまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 8</p> <p>県営海岸保全施設整備事業の早期事業化について (南城市)</p>	<p>南城市佐敷字佐敷か富祖崎に位置する海岸線を整備していただきたい。</p>	<p>南城市佐敷金字兼久から富祖崎に位置する海岸線は、昭和52年8月4日に海岸保全区域に指定されているが、浜崎川から富祖崎間は全体的に老朽化が進み、一部で石積の崩壊や天端の沈下・陥没が見られる等、護岸自体の強度や機能が低下が懸念されている。</p> <p>また、近年では沖合にあった、航路浚渫の土砂等が沿岸部に移動し、陸地化やマングローブの繁茂（ゴミ・漂着物滞留）を招くようになり、更には排水口が閉塞し大雨時には背後の農地や集落において、冠水被害が発生し危険な状態であることから、早急に整備を行う必要がある。</p>	<p>南城市佐敷海岸保全区域のうち、浜崎川から富祖崎地域における護岸の老朽化対策については、国において海岸の高潮高さの基準改定が計画されていることから、その改訂時期を踏まえた着手時期を検討しているところであります。</p> <p>また同地域の冠水被害については、被害解消に向けた対策等について、南城市等の関係機関と調整を進めてまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：園芸振興課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 9</p> <p>ピーマン選果場の増強について (八重瀬町)</p>	<p>ピーマン生産量の増大により、選果場の処理能力の上限を超えてきているため、早急な施設の増強のための支援をしていただきたい。</p>	<p>「ぐしちゃんピーマン」は、平成18年に拠点産地として認定され、これまでの国・県による生産振興事業により、「安定生産及び高品質」を実現し、市場においても高く評価されているところである。</p> <p>平成23年度には、「労力の軽減及び生産性の向上」を図る目的で、「ピーマン選果場」が整備されたことにより、さらなる増産を推進してきたところである。</p> <p>しかしながら、生産量の増加に伴い選果場の処理能力の上限に達してきており、今後の生産予測においても、現在の処理能力では対応できなくなることが危惧されている。</p> <p>つきましては、生産量の増加への早急な対応が必要であるため、ピーマン選果場の増強についての県の支援が必要である。</p>	<p>県では、農産物の生産・出荷体制の強化を図るため、農作物の選別・選果用機械等を含めた農畜産物集出荷貯蔵施設の整備支援に取り組んでいるところであります。</p> <p>ピーマン選果場の増強については、「特定地域経営支援対策事業」、「産地生産基盤パワーアップ事業」等で整備が可能となっておりますので、八重瀬町及びJA等と連携を図り、整備に向けて取り組んでまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 10</p> <p>農業用水の確保について (八重瀬町)</p>	<p>農業用水を整備して いただきたい。</p>	<p>八重瀬町は、具志頭区域の一部には国営で整備されたかんがい排水があるが、それ以外の区域は農業用水の確保ができておらず、農業発展の阻害要因となっている。水の確保ができれば土地改良された優良な農地を多く抱える当町は高収益作物への転換が進む事が見込まれることから、未整備地区へのかんがい排水整備が必要である。</p>	<p>八重瀬町の農業用水が確保されていない地域におきましては、国において、国営沖縄本島南部地区の関連事業を含めた用水再編について、総合的な検討がされているところです。</p> <p>県としましては、引き続き八重瀬町の水源地開発について、関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 11</p> <p>猪の掘り起こしによる被害調査及び対策について (渡嘉敷村)</p>	<p>猪の掘り起こしによる環境被害の調査及び対策の検討が必要である。</p>	<p>渡嘉敷村においては、野生化したイノシシが繁殖し農作物等への被害が発生しており農業及び観光振興へ著しい影響を及ぼしている。</p> <p>これまで捕獲対策として、県が実施する「沖縄県指定管理鳥獣捕獲等事業」や両村が実施する「鳥獣被害防止総合支援事業」(県補助事業)により捕獲対策は実施されてきたが、猪の掘り起こしによる海洋への土砂流失や土砂災害等の被害が近年確認されていることから、猪の掘り起こしによる環境保全及び土砂流失の調査及び対策の検討が必要である。</p>	<p>県における農作物等への鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業により総合的な対策を推進しているところであります。</p> <p>渡嘉敷村においては、村協議会が主体となり、有害捕獲活動や侵入防止柵の整備等を実施しております。</p> <p>県としましては、引き続き、農作物等への鳥獣被害防止対策を実施するとともに、環境保全対策等については、関係部局と連携し、検討してまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No.12</p> <p>栗国村東海岸線の護岸改修について (栗国村)</p>	<p>砂防堤が途切れた部分の浸食防止対策をしていただきたい。</p>	<p>本村東海岸線において、既存の砂防堤が途切れている箇所があり、近年の台風時に砂丘の一部が浸食される状態となっている。砂丘一帯には保安林及び村の施設オートキャンプ場があり、大型台風接近による浸食の影響を受ける恐れがあり、浸食防止対策が必要である。</p>	<p>当該箇所については、農林水産省所管の海岸保全区域に指定されており、区域内には、保安林保護のための護岸が整備されております。</p> <p>途切れている箇所につきましては、背後に保安林、農道、農地があり、浸食状況に応じた対策について、関係機関と調整してまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No.13</p> <p>渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用の補助について (渡名喜村)</p>	<p>渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用を補助していただきたい。</p>	<p>本村には、第1種漁港（沖縄県）渡名喜漁港があり港内には、数多くの廃船（使用不能船等）が、放置され、漁港の利用や景観が阻害されている状況にあり、所有者に対して撤去の指導を継続して行っているが、離島であるが為、その撤去費用が高額で処理出来ない状況にあることから、県管理漁港においても、撤去費用に係る補助が必要である。</p>	<p>県管理渡名喜漁港の放置艇処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、県では、所有者を確知しているものについては、その所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>これまで各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催するなど放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。</p> <p>渡名喜漁港の放置艇については、引き続き渡名喜村と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農林水産総務課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 14</p> <p>海洋深層水大規模取水施設の整備及び沖縄県海洋深層水研究所の研究体制の強化について (久米島町)</p>	<p>海洋深層水関連産業の規模拡大のため、大規模取水施設の整備及び多様なニーズに対応できる研究体制の強化をしていただきたい。</p>	<p>深層水を利用する産業は、本町の主要産業となったばかりではなく、沖縄県の特産である車えびの県内全域への種苗供給や海ぶどうの安定生産により、県内の養殖産業や観光飲食産業に大きく貢献している。</p> <p>海洋深層水の特性を活かした離島の振興発展及び持続可能な開発目標「SDGs」の取組として、大規模取水施設を整備していただきたい。</p> <p>本事業が具現化することで、県内の他の地域への展開が図れるとともに、沖縄県による熱帯・亜熱帯地域の太平洋島嶼国等への技術供与だけでなく、SDGsによる国際貢献に寄与する。</p> <p>また、海洋深層水に関する研究についても、その利活用がクリーンエネルギー分野や健康分野等にも拡大し、離島振興や産業観光のモデルにもなっている現状を踏まえ、将来の産業発展を見据えた部門横断的かつ先導的な研究が実施できるよう、沖縄県海洋深層水研究所の研究体制を強化していただきたい。</p>	<p>海洋深層水研究所における令和2年度の海洋深層水の利用状況は、年間最大取水可能量(474万5千トン)に対して約42%(約200万トン)となっております。また、海洋深層水の譲渡は、約55万トン(約12%)となっております。</p> <p>海洋深層水研究所におきましては、令和3年度に職員4名を配置しておりますが、今後とも効率的な運営を図るとともに、新たなニーズへ対応するため、選択と集中を基本に、必要な職員配置に努めてまいります。</p> <p>また、クリーンエネルギー推進のため、久米島町が取り組んでいる海洋温度差発電および発電利用後海水複合利用に関する知見・ノウハウの獲得実証においては、商工労働部が整備した海洋温度差発電実証試験設備を活用しておりますが、海洋深層水研究所におきましては、同設備の運用に必要な深層水の分水を行い、商工労働部と横断的に取り組んでおります。</p> <p>農林水産部としましては、これまで海洋深層水研究所で得られた研究成果に基づいた技術的支援を行うとともに、現在取り組んでいる試験や技術開発などにより得られた成果についても、積極的に民間事業者への移転を図り、久米島町における産業振興に寄与したいと考えております。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 15</p> <p>漁港（儀間、鳥島）における就労環境改善のための施設整備の支援について（久米島町）</p>	<p>作業施設（防暑施設）、防風柵、浮棧橋、作業用地の整備について支援していただきたい。</p>	<p>就労環境の改善は、漁港漁場整備事業においても重要であり就労環境改善のための施設整備は、漁民の漁業活動の負担軽減や安全性の向上に資するものである。</p> <p>就労環境の改善により労働負荷の軽減、労働時間の短縮、作業の安全性の確保と効率の向上を図ることにより、漁業収益の向上と後継者の育成、働きやすい職場となる。</p> <p>安定した漁業の継続に繋げることで漁村地域の発展に寄与することから、漁港内に防暑施設、防風柵、浮棧橋の設置及び漁具干場、野積場用地舗装について支援が必要である。</p>	<p>儀間漁港及び鳥島漁港は第1種漁港となっており、平成21年度から平成27年度にかけて漁村再生交付金事業により、沖防波堤や突堤、航路標識、臨港道路等の整備を、平成25年から令和2年にかけて機能保全工事により防波堤等の改修を行っております。</p> <p>当該漁港整備の事業化に向けては、漁港管理者である久米島町において整備の必要性の整理、費用対効果、施設の規模や配置等をご検討頂く必要があります。</p> <p>県としましては、久米島町と連携し、事業化に向けて協力してまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 16</p> <p>久米島町管理漁港内（フィッシャリーナ含む）にある廃船等の撤去処理に係る費用の支援について（久米島町）</p>	<p>久米島町管理漁港内（フィッシャリーナ含む）にある廃船等の撤去処理に係る費用を支援していただきたい。</p>	<p>久米島町管理漁港内には、数多くの廃船（使用不能船等）が放置され、漁港等の利用や景観が阻害されている状況にある。所有者等に対して撤去の指導を行っているが、離島であるがため、その撤去処理費用が高額で処理できない状況にある。</p> <p>県管理漁港についても同様な状況にあるため、撤去処理費用に係る支援が必要である。</p>	<p>放置艇の処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、所有者を確知しているものについては、漁港管理者がその所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>これまで各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催するなど放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。</p> <p>久米島町管理漁港内の放置艇については、引き続き町と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 17</p> <p>畑地かんがい施設の再整備について (久米島町)</p>	<p>仲里中部地区の畑地かんがい施設（管路・スプリンクラー等）の整備をしていただきたい。</p>	<p>仲里中部地区の畑地かんがい施設は、昭和52年から62年にかけて県営かんがい排水事業で整備されているが、完了から30年以上経過していることもあり管路・スプリンクラーの破損が多く発生し、農業用水の安定供給に支障をきたしている。</p> <p>また、漏水による路面陥没や管路補修期間の道路通行止めなど社会に与える影響や、施設の管理主体である仲里土地改良区の維持管理に要する労力や費用負担等が多いため、農業用水の安定供給を行うための施設整備が必要がある。</p>	<p>仲里中部におきましては、管路、スプリンクラー等の老朽化対策について、現在、久米島町と事業化に向けての検討を行っているところであります。</p> <p>県としましては、引き続き、久米島町と連携して、事業化に向けた取組を推進してまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 18</p> <p>水源地（池）の保全について (南大東村)</p>	<p>農業用水の水源地である池の保全・清掃をしていただきたい。</p>	<p>南大東村は、基幹作物のさとうきびの高品質と生産の向上を図ることを目的に、平成13年度より農業生産総合対策事業・強い農業づくり交付金事業にて、設置型農業用タンクを7地区に設置して灌水に努めてきた。</p> <p>このことによって、夏場における慢性的な干ばつ被害の減少、降雨に関係なくさとうきびの植え付が可能となり発芽が良くなる等、生産が向上しており事業効果が現れている。</p> <p>しかしながら、設置型農業用タンクの水源は、島の中央部にある自然の池だが、池の水量は限られている。</p> <p>また、長い間に水草や雑草が繁茂して、それがへドロ状に堆積して水深が浅くなったため水質が悪化し、水源地・貯水池の機能が薄れつつある。</p> <p>よって、農業用水確保のため、水源地・貯水池として池の保全・清掃等を事業化し、対応を行う必要がある。</p>	<p>県では、南大東島の農業用水源として、自然の池を安定的に活用することが難しいことから、これまで畑地帯集水利用の貯水池を整備してきたところであります。</p> <p>畑地帯集水利用の貯水池は、用地の確保や高い建設費等のため、完成まで時間を要していることから、早期の水源確保のため、これまでの畑地帯集水利用に加え、自然の池の活用を含めた検討を行っているところであります。</p> <p>農業用施設として整備された水路等において、多面的機能支払交付金における活動計画書に位置づけることにより、浚渫等の機能保全を図ることが可能となっております。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 19</p> <p>害虫防除について (南大東村)</p>	<p>環境にやさしい生物を用いたカンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)の防除を確立していただきたい。</p>	<p>南大東村では、カンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)を化学農薬で防除しているが、依然として地域全域において発生が激しく対策に苦慮している。</p> <p>防除は通常年に1回であるが、本村では2回以上防除を行う農家も少なくないことから、さとうきびの生産振興、島の美しい環境を保護する観点からも減農薬防除が求められており、環境にやさしい生物を用いたカンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)の防除の確立を図る必要がある。</p>	<p>カンシャコバネナガカメムシの防除については、農業研究センターにおいて、天敵による防除試験を実施したところではありますが、十分な防除効果が得られていないことから、現時点では天敵による防除は難しい状況であります。</p> <p>このため、県としては、カンシャコバネナガカメムシに防除効果の高い農薬の登録に向けた取り組みを行っているところであり、現在26剤がカンシャコバネナガカメムシに適用があり、薬剤の選択肢も増えてきております。</p> <p>引き続き、環境にやさしいさとうきびの病虫害防除について検討してまいります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課、糖業農産課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 20</p> <p>病虫害防除について (南大東村)</p>	<p>これまでの事業効果をあげてきたオキナワカンシャクシコメツキの交信攪乱事業の継続をしていただきたい。</p>	<p>南大東村は、さとうきび作農業を基幹産業とし、農家一戸あたりの経営規模も約8haと大型機械化一貫体系が確立されている一方、島全体が鳥獣保護区に指定されていることから、さとうきび生産において、農薬使用の低減が求められている。</p> <p>病虫害、オキナワカンシャクシコメツキについては、平成12年度から合成性フェロモンを利用した交信攪乱が効果を現し、被害が軽減されている。</p> <p>引き続き、環境に優しい合成性フェロモンを利用したフェロモンチューブを設置し、地域全体で交信攪乱法による共同防除体系を確立することによりさとうきびの生産性の向上を図る必要がある。</p>	<p>南大東村におけるオキナワカンシャクシコメツキ（ハリガネムシ）の交信攪乱事業については、平成12年度以降、国の補助事業及び県対策事業等により取り組んできたところであります。</p> <p>また、この間、ハリガネムシ防除に有効な化学薬剤（ベイト剤）の開発・登録も行われてきたところであります。</p> <p>県としましては、ハリガネムシの防除については、薬剤防除を基本として、フェロモンを活用した防除法との併用がより効果的であると考えており、「さとうきび増産基金」により、薬剤（ベイト剤）の購入などの支援を実施しているところであります。</p> <p>それ以外でも他の支援が可能かどうか、県と国とで今後とも引き続き調整していきたいと考えております。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課、糖業農産課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 21</p> <p>病虫害防除について (南大東村)</p>	<p>イネヨトウの交信攪乱事業をしていただきたい。</p>	<p>南大東村は、さとうきび作農業が基幹産業であり、農家一戸あたりの経営 南大東村規模も約8haと大型機械化一貫体系が確立されている一方、島全体が鳥獣保護区に指定されている事から、さとうきび生産において、農薬使用の低減が求められている。</p> <p>近年、病虫害イネヨトウによる被害が大きくなっており、又、従来の薬剤防除だけでは困難になりつつあるため、オキナワカンシャクシコメツキと同様に合成性フェロモンを利用したフェロモンチューブを同時設置し交信攪乱法による新防除体系を確立することによりさとうきびの生産性の向上を図る必要がある。</p>	<p>南大東村におけるイネヨトウの交信かく乱については、平成24～30年度に、「イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業」により技術の普及を図ったところがあります。</p> <p>現在、その成果である低コストな新しい交信かく乱剤（フェロモンディスプレイ）について、農薬登録に向けた手続きを進めております。</p> <p>現在、令和4年度内に登録見込みであり、登録後は普及に向けて取り組んでいく予定であります。</p> <p>県としましては、イネヨトウの防除については、薬剤防除を基本として、交信かく乱法との併用による防除がより効果的であると考えており、「さとうきび増産基金」により、薬剤の購入などの支援を実施しているところがあります。</p>

令和3年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和3年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 22</p> <p>貯水池間のパイプライン整備について (北大東村)</p>	<p>既に整備された 北大東村23箇所貯水池間をパイプラインで接合し農業用水不足が生じている地区へ送水管を整備していただきたい。</p>	<p>本村の畑かん整備は、県営と団体営で整備を進め、令和5年には村全体が整備される見通しであり、今後は計画的な営農経営が可能となる。</p> <p>今後については、各組合を一つに統合し運営を行う予定であります。が、組合統合にあたり地区間で貯水池の集水率が異なることから、貯水池の貯水量が地区によって差が生じている。</p> <p>この様なことから、農家が平等に農業用水が使用できるよう貯水池間のパイプライン整備が必要である。</p>	<p>貯水池間のパイプライン整備を実施するためには、各貯水池の現状の課題等を調査し、それを解消するために広範な手法等を検討する必要があると考えます。</p> <p>貯水池間のパイプライン整備については、各手法の検討結果等を踏まえたうえで、北大東村と調整してまいります。</p>

